

利用者が遵守すべき事項

- ① 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる
 - (1) 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - (2) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - (3) 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② 利用前の体温を自宅で測定すること
- ③ マスクを持参すること（運動時以外は着用する）
- ④ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- ⑤ 他の利用者等との距離を確保すること
- ⑥ 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- ⑦ 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置を遵守し、施設管理者の指示に従うこと
- ⑧ 利用終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに報告すること
- ⑨ 施設利用前後のミーティング等においても三つの密を避けること